

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第3号

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程

総社市水道事業処務規程（平成17年総社市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(決裁区分) 第6条 回議文書又は供覧文書(総社市文書規程(平成17年総社市訓令第13号)第2条第8号に規定する文書管理システムを使用して回議又は供覧する文書を除く。)には、次の各号の決裁区分により、該当する表示をしなければならない。 (1)～(3) 略</p>	<p>(決裁区分) 第6条 回議文書又は供覧文書には、次の各号の決裁区分により、該当する表示をしなければならない。 (1)～(3) 略</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。